

創設された「総合的な学習の時間」 先行実施前の国会審議

竹田 進吾

TAKEDA Shingo

はじめに

1990年代後半、激変する世界情勢の中で、日本社会においても変革の必要性が各界で叫ばれるようになっていた。それは、基調としては1989年から1991年にかけての東西冷戦の終結による冷戦構造の崩壊、すなわち世界認識としてのイデオロギーの弱体化、1990年代初頭におけるバブル経済崩壊による不況の二つによるところが大きい。この基本的枠組みの中で、少子高齢化がもたらす本質的危機を隠しようもなくなり、日本国家財政・年金制度の破綻等が意識されるようになったのである¹。

このような情勢を受けて、政界²・財界³・官界³の保守勢力は、学校教育に注目してまたもや教育改革にのめり込んでいく。学校教育が駄目だから日本企業は駄目になったという印象論である。社会で権力を持つ大人の恐怖感が、次代の「日本人」を育成する学校教育制度・教育課程に反映していくのである。

学校教育制度と教育課程に求められた方向性は二つある。一つは、教育行政における分権化・「自由化」である。規制緩和しながら地方に権限委譲をしていくという流れである。この方向性は別の言い方をすれば、文部省のスリム化となる⁴。

もう一つは、「近代型能力」から「ポスト近代型能力」

への資質・能力観の変容である⁵。他の表現を用いれば「個性」重視ともいえる。

1977年・1978年学習指導要領改訂により広義の「ゆとり」教育が開始された。特に、1984年から1987年にかけての臨時教育審議会の動向（教育の「自由化」、「個性重視の原則」等）、1989年学習指導要領改訂による「新しい学力観」の登場（小学校低学年における生活科創設等）、1998年・1999年学習指導要領改訂による「ゆとり」の中での「生きる力」の育成（いわゆる「ゆとり教育」の開始、「総合的な学習の時間」創設等）が、この資質・能力観の変容と直接的に関わっている。

この過程で、たとえば観点別学習状況の評価規準が資質・能力論として学校現場に定着していくのである。またこの教育課程改革動向には、新しい教育内容の出現に対応しなければならぬという問題もあった⁶。

1996年7月19日には、中央教育審議会（以下、中教審と略称—竹田注）の第1次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」が示された。この中で、「生きる力」を育むためと、国際理解教育、情報教育、環境教育などの新しい教育内容の登場を受けて、「総合的な学習の時間」を新設することが提言された。「学習活動としては、国際理解、情報、環境のほか、ボランティア、自然体験などについての総合的な学習や課題学習、体験的な学習等が考えられるが、その具体的な扱いについては、子供たちの

1 「第百四十一回国会参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第五号」（1997年11月12日）2頁等。

2 本稿が対象とする時期の国家行政権力は、自由民主党（以下、自民党と略称—竹田注）を与党とした第2次橋本龍太郎内閣、小淵恵三内閣である。

3 本稿が対象とする時期の文部省は、「省外で提起された政策課題に基づきつつ、しかし省として能動的に進めた改革プランづくりが、90年代後半から小泉政権直前までの状況であった」と位置づけられている。広田照幸、武石典史「教育改革を誰がどう進めてきたのか——1990年代以降の対立軸の変容——」（『教育学研究』第76巻第4号、2009年、6頁）。下線は竹田、以下同様。単に強調の意である。

4 国会の議論の中では、町村信孝文部大臣（肩書は当時のもの、以下同様—竹田注）の「文教分野におきましては、最大限の規制緩和でありますとか、あるいはこうした地方分権の推進ということを具体的に進めていく、そしてその結果として文部省がどれだけスリムになっていくのかということに鋭意取り組んでまいりたい」（「第百四十一回国会衆議院文教委員会議録第三号」、1997年11月19日、12頁）。同内容は町村文相の別の発言にも出てくる。「第百四十一回国会衆議院文教委員会議録第三号」（1997年11月19日）25・26頁、「第百四十二回国会衆議院文教委員会議録第六号」（1998年4月3日）、5頁。

5 本田由紀『多元化する「能力」と日本社会 ハイパー・メリトクラシー化のなかで』日本の〈現代〉13(NTT出版、2005年)。

6 市川昭午は当時、「総合的な学習の時間」創設は政治的産物だとしてうえて、「一方では学校教育のスリム化が求められ、授業時間が大幅に削減されるにもかかわらず、他方では強力な社会的要請には抗し難く、新しい学習課題をカリキュラムに導入しなければならない。「総合的な学習の時間」の創設は、そうした窮屈な状況の下で編み出された苦肉の策」と評していた。市川昭午『未来形の教育 21世紀の教育を考える』（教育開発研究所、2000年）の「第七章 教育改革のゆくえ」、「第六節 なぜ「総合的な学習」なのか」346～348頁。

発達段階や学校段階、学校や地域の実態等に応じて、各学校の判断により、その創意工夫を生かして展開される必要がある」とされた。

敗戦後日本社会における義務教育に関して、有馬朗人中教審会長の評価は良好であった。「日本の初中教育は決して悪くない」として、「既に（1995年の一竹田注）国際比較で理科、数学に関しては世界の第一位、第二位、第三位に入っているということから客観的に証明されている」⁷と持ち上げるのだが、それは「平均点は非常によいのだけれども広がり非常に狭い」、「画一的であり過ぎる」と資質・能力としての問題点を指摘する。

それを克服する資質・能力として、ゆとりのなかで育む「生きる力」を提唱するのである。「社会の変化に対応いたしました学校教育の改善を図る」具体例として、「特に小中学校であります、総合的な学習の時間というふうなものを導入する」⁸という。

おおよその見取り図としては、教育行政における分権化・「自由化」と、「近代型能力」から「ポスト近代型能力」への資質・能力観の変容が合流する地点に、「総合的な学習の時間」創設を位置づけることができるだろう⁹。

1998年12月には、改訂されて官報告示された小学校・中学校の学習指導要領に「総合的な学習の時間」が記載され、1999年3月には、同様に高等学校の学習指導要領に「総合的な学習の時間」が登場する。1999年内には文部省によるそれぞれの解説が刊行されていく。1998年告示の小学校・中学校学習指導要領が学校現場で全面实施されていくのは2002年4月からであったが、2000年4月からは移行期間として先行実施が始まる¹⁰。

本稿では、先行実施前約3年間の国会における制度として新設されることとなった「総合的な学習の時間」をめぐる議論を検討する。国会の議論は、それぞれの時期で展開する中教審・教育課程審議会（以下、教課審と略称一竹田注）の審議、学習指導要領本文・解説、世論、メディア動向をふまえたものであり、国家立法府における国民の代表者による公的な議論として重要なものである。国会において、社会的諸権力（省庁、政党、組合、学術団体、宗教

団体等）が、「総合的な学習の時間」という教育改革の新しいキーワードをめぐるせめぎあっているのではないかと考える¹¹。

また先行研究においては、国会議事録の「総合的な学習の時間」関係発言を検討したものの自体、管見の限り存在しない。本稿ではこれを網羅的に検討する。

本稿では1997年から2000年3月までの国会議事録を検討対象とするが、特に1997年から1998年にかけての国会での議論に注目した。1999年になると、「総合的な学習の時間」は学習指導要領として内容的に確定してしまうので、国会においても「総合的な学習の時間」という用語と関連しての幅広い議論というものは基本的に減少してしまうと考えたからである。

ところが1999年8月9日に「国旗及び国歌に関する法律」が成立する。この法案の審議において、「総合的な学習の時間」と関連した興味深い議論が展開されている。このため1999年の議論にも注目した。

1、1997年・1998年の動向

(1)「総合的な学習の時間」と教育の地方分権

1997年・1998年段階の国会においては、社会情勢を受けて多様な脈絡で「総合的な学習の時間」用語が登場している。

有馬中教審会長は、「教育課程において、全部を中央から与えられた教育課程に従う必要はない」と断言したうえで、各地方だけではなく各学校においても工夫を求め脈絡で「総合的な学習の時間」が出てくる。

「学校の先生たちは中教審に來られて、そんな自由にされちゃ困ると。どうやって総合的な学習の時間を使うのか教えてくれとおっしゃった方がおられたので、私は、こんなに地方分権を言っているときだし、いろいろ面倒くさいものを省いてくれ、こういう時代に何もわざわざ総合的な学習はこういうふうにやってくださいなんて申し上げるべきじゃないと思うよということを言った」¹²。このように、学校現場からモデルを示してくれという反応が出ていること

7 「第百四十回国会参議院文教委員会会議録第七号」（1997年4月15日）4頁。

8 「第百四十回国会参議院文教委員会会議録第七号」（1997年4月15日）2頁。

9 同地点延長線上に出現したのが、現在各教育課程行政により奨励されている各学校で行う「カリキュラム・マネジメント」である。「各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと」（『小学校学習指導要領（平成29年告示）』、文科省、2018年、18頁）と定義されている。田村知子は、カリキュラム・マネジメント研究を3期に整理しているが、1998・1999年学習指導要領改訂と「総合的な学習の時間」創設前後から、2017年前後までを第2期に位置づけている（西岡加名恵、石井英真編著『教育評価重要用語事典』、明治図書出版、2021年、146頁、「118 カリキュラム・マネジメント」）。

10 たとえば鹿児島県の例だが、「県内のほとんどの学校が、導入（「総合的な学習の時間」を先行実施する意一竹田注）を念頭に準備を始めている」、「県教委が昨年（1999年一竹田注）県内の各教委や学校を対象に実施した調査では、すべての小中学校と半数以上の高校が、来年度から先行して総合的な学習の時間を実施すると答えた」（『朝日新聞』、2000年1月7日朝刊、鹿児島面、「総合的な学習の時間導入 現場は準備に試行錯誤（反射鏡）／鹿児島」）とある。

11 ただし、本稿でこれらの社会的諸権力のせめぎあいを、綿密に分析するということではできていない。本稿はあくまで、学校現場での先行実施前における国会議事録の中の「総合的な学習の時間」関係発言を網羅的に検討した基礎研究である。

12 「第百四十回国会参議院文教委員会会議録第七号」（1997年4月15日）10頁。

は、1998年の町村文相の発言にもある¹³。

町村文相は、「その時代が直面している」問題の学習に取り組み始める時間として「総合的な学習の時間」を念頭に、「これからのカリキュラムというものをつくり上げていくということも一つのこれからの方向になってくる」と指摘して、「今まではややもすると、これはもう全部必修ですよ、これだけの時間は全部しっかり各学校でやってくださいよということをかかりかたく文部省の方で決めていたのを、これからはできるだけ都道府県段階、市町村段階、もっといえば個々の学校のレベルにおいていて、その学校に合ったカリキュラムを自由につくれる¹⁴」と言う。1単位時間の扱いも各学校で決めるようにした方がよいと言う。

1998年段階になると、「個々の学校の特色、もっと言えば個々のクラスと書いていいかもしれません。いかに校長先生あるいは各担任の先生方が自分の頭で考えて、これがいいと思う授業をできるだけやってもらうようにする」と、各学校、カリキュラムレベルの話から各クラス、各教員、授業レベルの話になっている。そのような授業実践として「総合的な学習の時間」が想定されているのである¹⁵。

これらの教育の地方分権、教育の「自由化」が意味することは、前提としての日本社会におけるイデオロギーの弱体化である。1995年には、日本教職員組合（以下、日教組と略称一竹田注）と文部省の「歴史的和解」¹⁶もあった。町村文相は、「依然としてまだ一部の地域には相当色濃く残っておりますが、かなりイデオロギーの強い組合というものがあって、それが教育の現場を陰に陽に、支配という言葉はいささか言い過ぎかもしれませんが、コントロールしているという事態があったわけでありますが、そういう

一部教職員組合も、そういうイデオロギー過剰の状態からかなり脱イデオロギーの状態に変わってきたというような大きな社会の変化も、教育の中でできるだけ現場に物事をゆだねていってもいいのではないかというようなことが可能になった一つの大きな背景としてもあろうか¹⁷と、本音を吐露している¹⁸。

文部省として「安心」して現場に物事をゆだねられるとも言っている。イデオロギー「過剰」の教職員組合が弱体化したから、教育の地方分権も可能だと言っている¹⁹。すなわち、文部省を中心とした「総合的な学習の時間」創設を可能にしたものは、日本社会における世界認識としてのイデオロギーの弱体化であった²⁰。

(2)「総合的な学習の時間」と「心の教育」

この時期、「心の教育」²¹と関わって「総合的な学習の時間」が出てくる。これは、1998年6月30日の中教審答申「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機—」では、「道徳性を養う体験活動として、ボランティア活動、自然体験活動、郷土の文化・伝統に親しむ活動などを、学校や地域の状況に応じて一層活発に展開していくべきである。これらの活動は、学校行事や総合的な学習の時間、あるいは各教科でも行われる」と、「道徳性を養う体験活動」が「総合的な学習の時間」でも可能であると出てくる。

この前提としてある問題状況は、学校における学級崩壊と社会における少年非行の深刻化²²に対する危機意識である。

13 「第百四十二回国会衆議院文教委員会議録第二号」（1998年3月11日）27頁。

14 「第百四十一回国会衆議院文教委員会議録第三号」（1997年11月19日）5頁。

15 「第百四十二回国会衆議院文教委員会議録第二号」（1998年3月11日）26頁。

16 日教組と文部省の「歴史的和解」については、広田照幸「第4章 文部省との「歴史的和解」の政治過程」、佐藤晋平・広田照幸「第5章 一九九〇年代の路線転換と二一世紀ビジョン委員会」、小野方資・広田照幸「第6章 一九九五年の運動方針転換への合意形成過程」（広田照幸編『歴史としての日教組 下巻 混沌と和解」、名古屋大学出版会、2020年）を参照。「歴史的和解」に至る条件の一つとして、「自民党が最もリベラルになっていた時期」と位置づけられている。選挙対策として、それが労働組合への歩み寄りにもみられるとする。前掲広田「第4章 文部省との「歴史的和解」の政治過程」207～210頁。

17 「第百四十一回国会衆議院文教委員会議録第三号」（1997年11月19日）7頁。

18 教職員組合がイデオロギー「過剰」であったならば、敵対していた文部省権力とその後ろに存在していた自民党の保守的な政治家も、同様にイデオロギー「過剰」であったといえる。イデオロギー「過剰」の組合が弱体化したということは、現場のイデオロギーが弱体化したことを意味する。だから、イデオロギー「過剰」だった自民党とその影響下にある文部省権力もイデオロギー「過剰」である必要はなくなり、教育の地方分権が可能となる論理である。

19 「第百四十一回国会衆議院文教委員会議録第三号」（1997年11月19日）10頁。

20 町村文相は「日教組という労働組合が、ある意味では大変政治的な力を持っている。したがって、文部省として、安心して現場にゆだねることが難しかったという大きな社会現象が今変わってきている」（「第百四十二回国会衆議院文教委員会議録第二号」、1998年3月11日、27頁）という歴史認識を、1998年に示している。

21 1989年改訂の学習指導要領以降、「心情主義道徳教育」が主流となる。その後1997年8月、小杉隆文相による中教審への「幼児期からの心の教育の在り方について」諮問、1998年6月の中教審答申「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機—」を経て、「より一層「心」を重要視した道徳教育、つまり感動教材を用いることで、道徳的行為に「火をつける」という教育方法が主流になった」状況を指す。このあと2002年、文部科学省によるいわゆる『心のノート』無償配付と続く。荒木寿友「第9章 道徳教育の変遷—「道徳的価値」をどう扱ってきたか—」（田中耕治編著『戦後 日本教育方法論史 下 —各教科・領域等における理論と実践—』、ミネルヴァ書房、2017年）190～192頁を参照。

22 中学・高校生の薬物乱用に対する危機意識は、「第百四十一回国会衆議院文教委員会議録第三号」（1997年11月19日）13頁、16・17頁。

「新しい荒れ」と称された学級崩壊²³は、たとえば保坂展人（社会民主党）が、「今小学校六年生、クラスもなかなか難しいというふうに言われています。学校の先生によってはもうまとめ切れない、授業を聞いている子もほとんどいなくなってしまうぐらい荒れているクラスも出ている」²⁴と評している。

女子中学生の援助交際は、たとえば池坊保子（新進党）が、「どうして子供たちが援助交際という名もとの売春に走っていくのか（中略—竹田注）私は、やはり偏差値優先の画一的な詰め込み教育に問題があるのではないかというふうに思っております」と、援助交際は学校教育が「偏差値教育」だから起きるのだと理解して、多様な価値観を認める「心の教育」を待望するのである²⁵。ここから、「心の教育」としての「総合的な学習の時間」に期待する文脈が発生する。

井上義久（新進党）は、「昨年（1997年—竹田注）の神戸市の児童連続殺傷事件、それから本年一月の黒磯市の中学一年生による教師殺傷事件、さらには二月には中学三年生がけん銃奪取を目的にナイフで警官を襲う事件等々、中学生による凶悪犯罪が次々と報道されて、子を持つ親としては極めてショック」としたうえで、学校教育に問題があると理解して、「心の教育」としてのボランティア活動を小中学校で必修化してはどうかと言う。これに対し町村文相は、「（ボランティア活動については—竹田注）小学校高学年から中学に総合的な学習の時間、こういったものを設けたり、あるいは特別活動の時間でそうしたボランティアを大いに推奨していく、経験をしてもらう」ということを考えているが、必修化は今後の課題としている²⁶。

井上同様に魚住裕一郎（新進党）は、「教育現場、そして少年の非行等についてはもうだれもが悩んでいるところでありますが、公明におきましても、本当に何かいいアイデアはないのかと常にみんなで議論をしていた」として、「児童生徒のボランティア活動というものを必修科目にしてもいいのではないか」と提案する。

これに対し町村文相は、「ボランティアという本来の趣旨からすると、それを科目化するというのはいささか自己矛盾があるのかなという気もいたしますが、現実には、実は私どもも既に学習指導要領の中でも、特別活動あるいは道徳の時間等々で小中高の各段階を通じましてまさにできるだけ自発的な形でのボランティアを進めていこうということで、高齢者と触れ合ったり、あるいは高校生が幼稚園や

保育所に行って小さい子と触れ合ったりというようなボランティア活動、いろいろな清掃活動等をやっております」²⁷と言う。

町村文相自身が示唆しているように、ボランティアを「科目化」して児童・生徒に強制した時点で、ボランティアとは別個の、単なる老人福祉施設訪問、幼稚園・保育所訪問、地域清掃活動という体験活動になっているのだから、高齢者・幼児を訪問して楽しんでもらうとか、学校近辺が汚いので掃除をしてきれいにしようと言えいいだけなのである。

ところが、他者を楽しませたり、地域の環境をきれいにしたりにすること自体よりも、これらの活動を通して児童・生徒自身に改心してもらいたいという保守的な権力の欲望が先行してしまうため、ボランティアという言葉が登場するのである。町村文相はこのあと、今後のあり方として高校はボランティア活動を単位認定し始めるが、小・中学校では「総合的な学習の時間」の中でボランティア活動を行っていききたいと言う²⁸。

このように、児童・生徒の問題、少年非行をなくすために、ボランティア活動という体験が有効であると考えるのである。ただし、小・中学校でボランティア活動の必修化は難しいので、特別活動と「総合的な学習の時間」を使って「心の教育」としてのボランティア活動を実践していこうという話になる。

(3) 「総合的な学習の時間」と環境教育

気候変動枠組条約第3回締約国会議（温暖化防止京都会議）以前から環境教育への注目はあるのだが、1997年12月に、温暖化防止京都会議が開催されて、温室効果ガス削減目標を盛り込んだ京都議定書が採択された。この会議以降、新しい教育内容として環境教育がさらに注目されていく。

土屋品子（会派21世紀）は、「オゾン層の破壊、地球の温暖化、大気汚染など、地球環境が危機に直面している今後のことを考えますと、もっと思い切った環境教育が必要ではないかと思えます」として、「環境という教科を小学校や中学校に新設」してはどうかと投げかける。さらに、「環境専門の教師の育成も急務」と提案する²⁹。

これに対し小杉隆文相は、環境教育の重要性は認めながらも、「完全学校週5日制」に向かう流れの中で教科を新

23 学級崩壊とは、たとえば「授業中の私語や立ち歩き、教師への暴言や反抗など、児童生徒が教師の指示を聞かないために授業が成立しない状況が一定期間続き、学級担任による通常的手法では問題解決が困難である状態」（細尾萌子、柏木智子編集代表『小学校教育用語辞典』、ミネルヴァ書房、2021年、257頁、「学級崩壊」、敷田佳子執筆）とされる。

24 「第百四十一回国会衆議院文教委員会議録第三号」（1997年11月19日）37頁。

25 「第百四十一回国会衆議院文教委員会議録第三号」（1997年11月19日）15頁。

26 「第百四十二回国会衆議院予算委員会第三分科会議録（文部省及び自治省所管）第二号」（1998年3月20日）13頁。

27 「第百四十二回国会参議院予算委員会会議録第十一号」（1998年3月26日）38頁。

28 「第百四十二回国会参議院予算委員会会議録第十一号」（1998年3月26日）38頁。

29 「第百四十回国会衆議院予算委員会議録第十二号」（1997年2月13日）37頁。

たに設けるのは困難とする。ただし、中教審で提唱されている「総合的な学習の時間」で環境教育が可能であると言う³⁰。

肥田美代子（民主党）は、日本の環境教育は欧米に比べて遅れているとの考えから「総合的な学習の時間」に環境教育を取り入れるのではなく、土屋同様に「環境教育という教科」を新設してもよいのではと提案する。これに対し町村信孝文相は環境科を新設することには賛成せずに、「総合的な学習の時間」で対応できるということが、教課審の中間報告にあると言って逃げている³¹。

環境科のような教科を新設したらよいという意見に対し、政府・文部省側は「完全学校週5日制」へ向けて教育内容を削減しなければならず、「総合的な学習の時間」で環境教育を取り扱えると述べるばかりであった。この環境科新設論議において、「総合的な学習の時間」は、政府・文部省の教育政策への批判・不満をかかわす役割を果たしている。

小林守（民主党）は、日本社会の現状を「金融破綻、景気、経済の低迷の中で、人々のモラルの崩壊、子供たちの心の荒廃がますます深刻になっているという状況」³²と理解している。1997年の神戸児童連続殺傷事件、1998年1月の栃木県における私立中学1年生による女性教諭刺殺事件を念頭に、学校現場が荒れているのは、「経済社会のゆがみがやはり子供たちの中に象徴的にあらわれている」と認識して、「命の大切さ、自然とのかかわり」を学ぶ環境教育を提起している³³。「心の教育」としての環境教育といえる。

これに対し町村文相は、「理科とか社会とか、あるいは特別活動とか、あるいは道徳の時間とか、あらゆる機会を使って、環境の問題について子供たちに考えさせる、そういうきっかけを与えるようにということで取り組んでおります」と、基本的な構えを示しつつ、「理科とか社会とか分断されたものではなくて、総合学習の時間で、含めてそこでトータルの環境問題を一年かけて取り上げるといったことも大変有効」と、「総合的な学習の時間」で環境教育ができるという従来からの文部省の見解を繰り返している³⁴。

これらのほか1998年段階では、教課審の審議を受けて、「地域の実情を踏まえた環境に関する学習」を「総合的な学習の時間」で展開するという話になっている³⁵。すなわち、教育の地方分権と最新の環境教育が結びつくところに「総合的な学習の時間」が位置づいている。

(4) 「総合的な学習の時間」と国際化

国際化の情勢においては、英会話（実用英語）ができなくてはならないという発想から、小杉文相は、「昨年（1996年—竹田注）七月の中教審の第一次答申では、小学校における外国語教育については、教科として一律に実施をする方法はとらず、地域や学校の実態等に応じて、総合学習の時間とかあるいは特別活動などで英会話に触れる機会などを持たせることができるようにするという提言が行われております」と、小学校で外国語を教科にはしないで、「総合的な学習の時間」等を活用して英会話に取り組むと言う³⁶。

ここで理解されている英語教育とは、従来の「文法中心の英語教育」³⁷を否定的に認識したうえで、「会話能力」、「コミュニケーション能力」、「話せる英語教育」、「話せる子供たち」ということを重視した英会話（実用英語）のことである。

寺澤芳男（平成会）は、「今、日本経済にバブルの後遺症が大変重々しくのしかかっている。株は安い。きょうも安い。不動産価格も低迷している。不況なのか」と言う。同様に橋本龍太郎首相は、「現在の財政構造を放置した場合、将来財政赤字を含めました国民負担率が七〇%にもなる。そうした試算も示されておりますように、我が国の経済、国民生活が大変厳しいというよりも破綻に近い状態を迎えることは明らか」³⁸と経済的危機意識をあらわにする。

このような政治家の恐怖感が学校教育に向かう。寺澤（平成会）は、「産業構造の変化、企業や国家間の世界的な競争の激化ということは、ホワイトカラーの労働者にこれまで以上の高度な知識や創造性を要求することが当然予想されます。学校を卒業して職を得た後でも、働きながら英語

30 「第百四十回国会衆議院予算委員会議録第十二号」（1997年2月13日）38頁。

31 「第百四十一回国会衆議院文教委員会議録第三号」（1997年11月19日）32頁。

32 「第百四十二回国会衆議院予算委員会議録第十六号」（1998年3月2日）14頁。

33 「第百四十二回国会衆議院予算委員会議録第十六号」（1998年3月2日）18頁。

34 「第百四十二回国会衆議院予算委員会議録第十六号」（1998年3月2日）19頁。

35 「第百四十二回国会衆議院環境委員会議録第三号」（1998年3月12日）9頁。徳重眞光説明員（文部省初等中等教育局小学校課長）の発言。

36 「第百四十回国会衆議院決算委員会第二分科会議録（総理府（防衛庁・防衛施設庁）、外務省、文部省、厚生省及び労働省所管）第二号」（1997年5月27日）9頁。

37 第百四十回国会衆議院決算委員会第二分科会議録（総理府（防衛庁・防衛施設庁）、外務省、文部省、厚生省及び労働省所管）第二号」（1997年5月27日）10頁。他所にも、有馬中教審会長は、国際化時代なのに日本人は英会話の能力が低いと理解して、「少なくとも中学校、あるいはさらに小学校で英語を導入するようなどころでは、文法から始めることはやめてほしい」（「第百四十回国会参議院文教委員会会議録第七号」、1997年4月15日、5頁）と述べている。同様に町村文相は、「文法とか和文英訳とか英文和訳とかあるいは単語を覚えるというようなことが中心」（「第百四十一回国会参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会議録第五号」、1997年11月12日、4頁）ということを否定的に述べている。

38 「第百四十一回国会参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会議録第五号」（1997年11月12日）2頁。

やパソコン、専門知識についての自己開発をしていかなければ生き残れない大変厳しい状態に今後なるだろうと思えます³⁹と、学校を卒業したあとも労働者は新しい技能を身につけるために学び続ける必要があるという危機感を示す。これは現状の学校教育では、グローバル化する国際経済環境において日本人と日本企業が生き残ってはいけないということである。

寺澤は「日本がファイナンシャルマーケットになれるかどうかのポイントは、日本の金融業界に英語で業務を遂行できる人材が極めて少ない」、「年功序列制度を全廃し、英語を公用語にしなければグローバルバンクにはなれない」、「ビッグバン後の世界は、ビジネスチャンス、金融、情報、学術論文等々が国境を越えて世界じゅうに飛び交うダイナミックなものになるだろうと私は想像しております。そして、世界に飛び出す道具はやはり英語とパソコンだろう⁴⁰」などと言う。

ここで想定されている世界はいたってシンプルなもので、日本人に足りないものは実用英語とパソコンスキル⁴¹だとする。この寺澤に対して、町村文相は小学校で英語の教科化は困難なので、「総合的な学習の時間」において「英語になれ親しむということ」を始めてはどうだろうか」と提起する。

1998年になると、中教審、教課審での検討を受けて、町村文相は「小学校、中学校で総合的な学習の時間、例えばその地域の環境問題を勉強する、あるいは国際化、例えばサッカーを一つのきっかけとして地域の国際化といったようなことに取り組んでいく、そういった総合学習の時間をつくってもいいじゃないか⁴²」と言う。ここでは教育の地方分権、すなわち「学校の独自性」、各学校における「特色ある教育」と国際化が結びつくところに「総合的な学習の時間」が位置づいているのである。

有馬文相は、現状として、小学校においては「あいさつなど簡単な英会話、英語を使ったゲームであるとか歌などを既に行っている」としたうえで、「本年（1998年—竹田注）七月の教育課程審議会の答申では、中央教育審議会の答申を受けまして、小学校における外国語の取り扱いにつきまして、各学校の実態に応じて総合的な学習の時間や特別活動などの時間において、国際理解教育の一環といったしまして、児童が外国語に触れたり外国の生活や文化などになれ親しんだりするなど、小学校段階からふさわしい体

験的な学習が行われるようにする旨の提言がなされております⁴³と、1998年8月段階の国会においては、「総合的な学習の時間」における小学校の英会話は、国際理解教育というより大きい枠組みの中で示されている。

(5) 「総合的な学習の時間」の実施と学力に関する懸念

1997年11月段階において、国会の議論で「学力低下」が危惧されている。ここでは「完全学校週5日制」との関連で「学力低下」が不安視されていて、まだ「総合的な学習の時間」と「学力低下」が強く意識されて言及されていない。「完全学校週5日制」により教育内容の厳選が必要となり、「学力低下」を招く恐れがあるというわけである⁴⁴。

これが1998年12月段階になると、国会の議論で明確に「総合的な学習の時間」と関連させて「学力低下」が懸念されている。肥田美代子（民主党）は、「総合的な学習の時間は、教科書の枠を超えて、子供たちがみずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、問題を解決する資質や能力を育てることにあります。しかし、他方では、学力低下につながるのではないかという懸念を表明する声も聞きます。この声に押されて受験勉強の時間に回されることがないように、文部省は十分な啓発活動をすべきだと思います⁴⁵」と言う。

有馬文相は、各学校が特色ある教育を実践して子どもの個性を伸ばすためには、教職員配置のあり方が重要だということを理解はするが、財政的に難しいと言う。これを受けて佐藤泰介（民主党）は、「総合的な学習の時間」、あるいは各学校の創意工夫による展開等々、中教審や教課審の考え方を進めていけば、学校独自で使える、自由にTT（ティームティーチング—竹田注）に取り組めるような定数改善が私はぜひ必要だと思う⁴⁶」と言う。

ここで言われていることは、「総合的な学習の時間」のようなカリキュラム開発、授業実践を現実化するためには、余裕のある教員の存在が必要であり、現場において複数教員が関われるように教員の数を増やしていく施策が必要不可欠というもったもな意見である。

堂本暁子（新党さきがけ）は、学校教育の現状を「受験地獄」と理解していて、「受験地獄」から子どもを解放したいと考えている。そのために大学・高校入試改革を求め

39 「第百四十一回国会参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第五号」（1997年11月12日）5頁。

40 「第百四十一回国会参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第五号」（1997年11月12日）4頁。

41 パソコンスキルについては、「情報化」として「総合的な学習の時間」が関わってくる。町村文相は1997年11月の教課審の中間まとめを受けて、「小学校では総合的な学習の時間の中でコンピューター、端末に触れ、そして親しみ、さらに使えるようにする」（「第百四十二回国会衆議院予算委員会議録第二十一号」、1998年3月9日、11頁）と発言している。

42 「第百四十二回国会衆議院文教委員会議録第六号」（1998年4月3日）4頁。

43 「第百四十三回国会参議院予算委員会会議録第二号」（1998年8月20日）29頁。

44 「第百四十一回国会衆議院文教委員会議録第三号」（1997年11月19日）5頁。

45 「第百四十四回国会衆議院会議録第三号」官報号外（1998年12月1日）2頁。

46 「第百四十三回国会参議院文教・科学委員会会議録第三号」（1998年9月24日）9～10頁。

ている。だからこそ、「大変時間がないところにまたこういう提案（「総合的な学習の時間」創設一竹田注）というのはいかがなものか」、「完全五日制を実施した場合に大変心配なことは、高校あるいは大学の入試があった場合に大変子供たちはそのジレンマにまた苦しまなければならないのではないか」と、中教審の第1次答申で提案されている「総合的な学習の時間」について、「完全学校週5日制」が実施される状況で創設されることに疑義を呈している。

そのうえで、「環境とか国際化、先ほどもおっしゃいました大量消費型の社会から循環型の社会に、あるいは地球市民としての視点から、すべての小学校の一年生から大学を出るまで、あらゆる課程についてやはり環境の視点あるいは地球環境の視点、国際化の視点で教科を見直していく」⁴⁷と、各教科教育等の内容を環境・国際化という新しい視点から再編することを求めている。

さらに西博義（自由党）は、現状の隔週学校週5日が「完全学校週5日制」となって「総合的な学習の時間」が創設されることを危惧している。隔週学校週5日ぐらいで時間的にゆとりを持って「総合的な学習の時間」を実践するのが妥当ではないかと言う。「ゆとりという側面からいっても、相当工夫しないと、私は、基本的に難しい詰め込み方がこの五日の間に出てくるのではないかという気がしております」と指摘するのである⁴⁸。

西の主張は、総合的に言って学校現場にさらにゆとりがなくなっていくのではないかということである。そのような状況下において、「総合的な学習の時間」が登場することになるという問題性である。

このように、「完全学校週5日制」開始とともに始まる「総合的な学習の時間」については、国会の議論においても実施する学校・教員側の不安感・警戒感、家庭の側の「学力低下」と、入試改革が不十分な状況のままでの導入への不安感が示されていた。

2、1999年から2000年3月までの動向

1998年12月14日に小学校と中学校の学習指導要領が改訂され（文部省告示第175号、176号）、1999年3月29日には、高等学校学習指導要領が改訂された（文部省告示第58号）。法的拘束力があるとされる学習指導要領本文に「総合的な学習の時間」が登場したのである。さらに1999年になると、それぞれの解説が刊行されていく⁴⁹。このように1999年段階になると、「総合的な学習の

時間」は学習指導要領として内容的に確定する。こうなると、国会においても「総合的な学習の時間」用語と関連しての幅広い議論というものは消滅していくことになる。

（1）「総合的な学習の時間」と教員問題、予算問題、「学力低下論」

「総合的な学習の時間」が教員問題と関連して出てくるのは、教員の負担感・多忙化、教員の資質・能力の問題、教員の人数が足りないということである。教員の負担感・多忙化との関わりは、「総合的な学習の時間」が内容的に「自由」な面があり、各学校で実践していくうえでの各教員の負荷が大きく、不安だという趣旨である⁵⁰。教員の資質・能力の問題というのは、「総合的な学習の時間」という新しい学習活動を組織していくことが教員にとって至難の業だろうという認識である。

山元勉（民主党）は、自身の小学校教員経験をふまえ、学習指導要領にはよいことが記載されているが、「総合的な学習の時間」を実現するのは「難しい」。さらには「今の学校で四十人を上限として、三十八人、三十九人の子供を持って、今申し上げましたような理想的な総合学習ができるというふうに文部省は考えていらっしゃるのか」と、1学級の子どもの数を問題にしているが、これは教員の人数を問題にしているのである。山元はこの「総合的な学習の時間」に関する教員の資質・能力の問題から、「教職員の子供観といえますか、あるいは学習観全体が変わっていかないと、これは対応していけない」と考え、教員研修に話が展開している⁵¹。

新設される「総合的な学習の時間」との関わりで教員の負担感・多忙化を、教員自身が問題にしているということは、政府・文部省が進めたい教育の地方分権に対して現場教員の側が抵抗・警戒しているということになる。

肥田美代子は、「総合的な学習の時間」を実施するのに十分な予算がないと指摘している。体験学習等の実施にはお金がかかるだろうということである。「予算の裏づけがないと、私はどうしても机上の空論に終わるという危惧感を持つ」と言う。さらには「国が本当に総合学習を子供たちの今の状況の突破口にしようと思われるならば、私は、学校自身が自由裁量で使えるお金、そういう形の予算のつけ方を国が率先してすべきだ」とする。

これに対し有馬文相は、「いろいろ努力をしておりますけれども、なかなか思うようにいかないところがございま

47 「第百四十回国会参議院文教委員会会議録第二号」（1997年2月20日）37頁。

48 「第百四十二回国会衆議院文教委員会会議録第二号」（1998年3月11日）43頁。

49 『小学校学習指導要領解説 総則編』（文部省、東京書籍、1999年5月31日）、『中学校学習指導要領（平成10年12月）解説—総則編—』（文部省、東京書籍、1999年9月6日）、『高等学校学習指導要領解説 総則編』（文部省、東山書房、1999年12月28日）。

50 「第百四十五回国会衆議院文教委員会会議録第二号」（1999年2月9日、13頁）文部省初等中等教育局長辻村哲夫政府委員の発言、同会議録（19頁）の有馬文相の発言。

51 「第百四十五回国会衆議院文教委員会会議録第三号」（1999年2月10日）17～19頁。

す。財政が大変厳しいということもあります」と率直に回答している⁵²。文部省が「本当に総合学習を子供たちの今の状況の突破口にしよう」と考えても、大蔵省がそのために必要な十分な予算を許さないため、「総合的な学習の時間」の十全な展開は難しいということになる。

前述したように1998年12月段階において、国会の議論で明確に「総合的な学習の時間」と関連させて「学力低下」が懸念されていたのだが、1999年8月段階では、メディアでの「学力低下論」⁵³を増田敏男（自民党）が紹介している。これは国会で「総合的な学習の時間」といわゆる「学力低下論」が関連して出てくる初見であろう⁵⁴。しかし質問者の増田自身、「総合的な学習の時間」に期待しているし、それに答えた御手洗康政府委員（文部省初等中等教育局長）も特に「学力低下論」に関わることは述べていない⁵⁵。

これが、2000年2月、3月段階になると、「総合的な学習の時間」を前提にして、「学力低下論」は高等教育の問題として議論されている。たとえば、「総合的な学習の時間」は正しいが、日本の大学の「学術崩壊」はどうするのだとか⁵⁶、新聞記事によると大学生の数学力が低下しているから、児童・生徒の科学技術に対する関心を高める必要がある⁵⁷が、それに「総合的な学習の時間」が使えるかどうかである。

(2) 「総合的な学習の時間」と「心の教育」

岩城光英（自民党）は「子供たちの痛ましい事件が引き続いて起こっている現状を大変憂えているわけ」だが、そこから子どもの心の有り様を重視して体験学習に注目する。このような体験学習には地域人材の活用が重要であると話を進める。これに対して辻村哲夫政府委員は、学校と

地域の連携の具体例として「総合的な学習の時間」新設を持ち出す。岩城は、その「総合的な学習の時間」で「ふるさと教育」の実践を求めているのである。

これを受けて有馬文相は、「総合的な学習の時間」を活用して、「体験的な活動を通じまして郷土を理解し、郷土に対する愛着をはぐくむ」と、郷土愛教育を「総合的な学習の時間」で実践すると言う。これが愛国心、人類愛に発展していくのだと言う⁵⁸。

濱田健一（社会民主党）から学級崩壊について問われた中曽根弘文文相は、「総合学習の時間というようなものも設けて、体験学習とか自然との触れ合いとかそういうような形で、今失われつつあるものをを少しでも補おう」⁵⁹と答える。これも学級崩壊のような大人からみて不可解な現象が起きるのは、昔と違って最近の児童・生徒は直接体験をしなくなっているからだというシンプルな世界認識からきている。その解決に「総合的な学習の時間」が使えるという相変わらずの論法である。

「心の教育」に体験が重要だという理解は、たとえば有馬文相が生涯学習審議会答申をふまえて、「自然体験などが豊富な子供ほど正義感、道徳観があると。これは大変不思議な相関だと思うのですが、そういうことがあります。それからまた、家事を手伝う子供ほど正義感がある」などにもみられる。有馬文相自身が「大変不思議」と思いながら、あっさり「そういうことがあります」と飲み込んでしまっている⁶⁰。

恐らくは有馬文相の引用元と同じなのだろうが、2000年になっても中曽根文相により、「ある調査によりますと、自然体験とか社会体験とか福祉体験をした子供ほど、道徳的な道徳心といいますか、そういうものが高いという調査結果もあります」⁶¹、「ある統計によりますと、(中略)竹田

52 「第百四十五回国会衆議院予算委員会議録第十号」（1999年2月4日）7～8頁。

53 文部省官僚として「ゆとり教育」を推進した寺脇研は、メディアを使った「ゆとり教育」批判を通商産業省官僚の「陰謀」としている。神保哲生ほか7名著『神保・宮台激トーク・オン・デマンドVI 教育をめぐる虚構と真実』（春秋社、2008年）218～224頁、寺脇研『文部科学省「三流官庁」の知られざる素顔』（中公新書ラクレ、2013年）107～109頁。ただし、この「ゆとり教育」批判、すなわち「学力低下論」を主張した知識人に関して、「コドモをあまやかすな、つめこまないと創造性もうまれない、このままだと世界の中での地位が低下するばかりだという悲鳴である。しかしかれらの議論の大半が数学力の低下問題であることにもあらわれているとおり、論者の大半は工学部や経済学部の教員だ。存在拘束性にねざした不安感がナショナリズムと癒着していることは明白」とする指摘は大切なものと考えて。ましこ・ひでのり『日本人という自画像 イデオロギーとしての「日本」再考』（三元社、2002年）161頁。

54 「総合的な学習の時間」が直接的に関わって述べられていない形であれば、たとえば1999年7月には有馬文相が世論を意識しながら「学力低下論」と思われる動向を紹介して、危惧している。「第百四十五回国会衆議院内閣委員会文教委員会連合審査会議録第一号」（1999年7月21日）7頁。

55 「第百四十五回国会衆議院文教委員会議録第十六号」（1999年8月4日）4～5頁。

56 「第百四十七回国会衆議院文教委員会議録第三号」（2000年2月24日）8頁。

57 「第百四十七回国会参議院文教・科学委員会議録第三号」（2000年3月14日）10頁。岩瀬良三（自民党）の発言。これも恐らくは「学力低下論」を念頭にしたものだろう。

58 「第百四十五回国会参議院決算委員会議録第五号」（1999年7月5日）3～5頁。

59 「第百四十六回国会衆議院文教委員会議録第二号」（1999年11月9日）30～31頁。

60 「第百四十五回国会参議院決算委員会議録第五号」（1999年7月5日）4頁。学級崩壊を念頭に、大学教育学部の学生自体、「残念ながら、幼児期、児童期にいい体験、生体験をしておりませんもので、多少ペーパーテストができていきますよね。そのまま先生で、ずっと人から頭を下げてもらうという、そういう体系にありますから、生体験がないんだ」と理解して、「教育実習へ行く前に、例えば四週間なり半年なりサマーキャンプとかをやって、企業に行っておじぎをすとか声を出すとか、そういう体験が必要」という内容を、大学教員が参考人として述べている。「第百四十五回国会参議院国民生活・経済に関する調査会議録第三号」（1999年2月24日）9頁。明石要一（千葉大学教授）の発言。

61 「第百四十七回国会衆議院文教委員会議録第三号」（2000年2月24日）28頁。

注) 自然体験とか、社会体験とか、あるいはお手伝い、こういうものを経験した子供というのは道徳心がほかの子供より高いと、そういう明らかなデータも出ている⁶²ということから、「総合的な学習の時間」を設けたという発言が繰り返されている。

濱田健一（社会民主党）は、敗戦後特設された道徳教育を批判的に認識しながら、「人権教育」を大切に考える立場から「総合的な学習の時間」での人権の取り扱いを求めるのである。「一人一人の子供たちがそれぞれに持っている人としての尊厳というものを大事にしながら、大事にされながら大人になっていく、そういう場」として「総合的な学習の時間」を使えると指摘する。

これに対し、御手洗康政府委員は、道徳教育は「全面主義」⁶³で行っている。人権教育は日本国憲法・教育基本法に則り、各教科、道徳、特別活動等で行っていくもので、「両者を一緒にしていくということは決して適切な学習活動ではない」と言う。そのうえで、「総合的な学習の時間」で人権に関する学習を行うこともあるだろうと言う⁶⁴。このように、野党議員からは、「総合的な学習の時間」を使って「人権教育」に積極的に取り組もうという、特に政府・文部省が奨励しているわけでもない主張もなされていた。

(3) 「総合的な学習の時間」と国際化

1999年8月9日、国会で「国旗及び国歌に関する法律」が成立する。8月13日には公布・施行（法律第127号）された。この法律案（内閣提出第115号）が審議されたのだが⁶⁵、その過程において「総合的な学習の時間」が関わって出てくる。

学習指導要領は、小学校・中学校・高等学校等の教育課

程の大綱的基準として国が定めるものだが、教育の地方分権としては、「各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めることを重視」⁶⁶して、具体的には「総合的な学習の時間」創設となる。しかし、この教育の地方分権と国旗及び国歌に関する法律案が整合しないことが問題となっている⁶⁷。

たとえば、国旗及び国歌に関する法律案が成立することにより、学校教育において「内面的な価値観に対する拘束が新たに強められるのではないかという危惧がある」という質問に対し、有馬文相は「憲法に定めております思想及び良心の自由を制約するものではない」という見解を示す⁶⁸。

しかし学習指導要領はあくまで大綱的基準と位置づけても、「基礎・基本的なものに徹底し、国の教育課程の基準としていずれの学校においても原則として指導していただくというようなもの」⁶⁹、「社会、音楽、特別活動における国旗・国歌の指導がすべての学校でなされることが必要である」⁷⁰、「現行の学習指導要領におきましては、必ず卒業式、入学式におきましては、国旗を掲揚し、国歌を斉唱する、すべての学校にそういうことを求めている」⁷¹という強制面が頑として存在した⁷²。

「基礎・基本的なものに徹底し、国の教育課程の基準としていずれの学校においても原則として指導」するのは教育の機会均等のためであると言うことが可能であるが、国旗・国歌関係の発言からは、日本の学校教育の核心に明らかにイデオロギーが強固に存在し続けていることが理解できる⁷³。

有馬文相は「国際化、地球規模化した世界の中でどういうふうに国民が生きていくか、その際に、やはり国旗及び国歌に対する正しい尊敬の念、愛着の念を持つべきであ

62 「第百四十七回国会参議院予算委員会会議録第二号」（2000年2月24日）25頁。

63 「学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うもの」（『中学校学習指導要領』、文部省、大蔵省印刷局、1998年12月17日、第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針の2）ということを指す。

64 「第百四十五回国会衆議院文教委員会会議録第十六号」（1999年8月4日）22～23頁。

65 「日の丸」、「君が代」法制化の動向については、田中伸尚『日の丸・君が代の戦後史』（岩波新書、2000年）「第七章 法制化へ——一九九九年——」を参照。

66 「第百四十五回国会衆議院内閣委員会文教委員会連合審査会議録第一号」（1999年7月21日）5頁。

67 官報告示される前に、文部省が小・中学校の学習指導要領案を1998年11月18日に発表したのだが、その内容を論じた社説でも「指導要領案には今回も、「国旗・国歌」の事実上の義務化が盛られた。自由化をめざす全体の流れの中で違和感が残る」（『朝日新聞』、1998年11月19日朝刊、「総合学習」を生かすには 指導要領（社説）と、端的に指摘している。

68 「第百四十五回国会衆議院内閣委員会文教委員会連合審査会議録第一号」（1999年7月21日）5頁。山元委員と有馬文相の発言。有馬文相の同様の見解は、「第百四十五回国会参議院国旗及び国歌に関する特別委員会会議録第三号」（1999年7月30日）7頁にもある。児童・生徒の内心にまで立ち入って強制するものではないと繰り返している。

69 「第百四十五回国会衆議院内閣委員会文教委員会連合審査会議録第一号」（1999年7月21日）4頁。御手洗康政府委員（文部省初等中等教育局長）の発言。

70 「第百四十五回国会衆議院内閣委員会文教委員会連合審査会議録第一号」（1999年7月21日）5頁。有馬文相の発言。

71 「第百四十五回国会衆議院内閣委員会文教委員会連合審査会議録第一号」（1999年7月21日）5頁。御手洗政府委員の発言。

72 「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」（『中学校学習指導要領』、文部省、大蔵省印刷局、1998年12月17日、第4章 特別活動 第3 指導計画の作成と内容の取扱いの3）とある。

73 「国旗及び国歌に関する法律」成立が、学校教育へ与えた影響を批判的に検討したものに以下の論考がある。中村清「学校教育における国旗・国歌の位置」（『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』第23号、2000年）。

る」⁷⁴という論理で、学習指導要領に基づく国旗・国歌の指導を正当化している。

さらに有馬文相は、「国際化が非常に進展する中でございますので、広い視野を持って異文化を理解しこれを尊重する態度や、異なる文化を持った人々とともに協調して生きていく態度を育成しなければならない」という理解のもと、「日の丸・君が代を初め、諸外国の国旗や国歌に対する態度、マナーをきちっと教えていくべきだと考えておりまして、このため、地理や歴史、公民、外国語等々の各教科で、外国の国歌・国旗及び日本の国歌・国旗に対して十分教育を行っております。そしてまた、国際化の時代でありますので、特に外国の国旗・国歌に対してちゃんと尊敬の念を持つべきだということも教えている次第でございます。この点に関しましては、今後、総合的な学習の時間というふうなものも加わりますので、さらに教育を深めていく必要がある⁷⁵と、国際化の時代だから日本・外国の国旗・国歌を学校で学ぶ必要があるのだが⁷⁶、特に外国の国旗・国歌に対する尊敬の念を育成するために「総合的な学習の時間」が使えると言う。

このように、教育の地方分権と国旗及び国歌に関する法律案が整合しないのだが、これは自民党を中心とする保守的政治家の不安感・危機意識⁷⁷が法律案となって表れていることによるだろう⁷⁸。「イデオロギー過剰」の日教組が学校現場で影響力を低下させて、文部省と「和解」したことにより、「イデオロギー過剰」な自民党も「イデオロギー過剰」であり続ける必要はなくなったはずであるが、現実はそのようになっていない。

さらに、法案と関連する形で国際理解教育推進が強調され、「特に外国の国旗・国歌に対してちゃんと尊敬の念」を持たせるために、「総合的な学習の時間」が使えるという脈絡になっている。「総合的な学習の時間」は、教育の地方分権の成果でもあるはずだが、「イデオロギー過剰」な法案の趣旨を実現する時間ともなってしまうている。

とりあえずは国際化と関わらないのだが、「総合的な学習の時間」と教科書検定制度についてここで触れておく。

教科書（主たる教材）は、学習指導要領（教育内容）に基づいていなければ、検定合格して供給本として児童・生徒の手に渡ることはないものである⁷⁹。

山下栄一（公明）は、「地教法も改正されるわけですが、学習指導要領等の教育課程の基準を大綱化し、弾力化する。そして、総合学習時間という時間の導入も念頭にあると思うんですけども、できるだけ現場、例えば学校または市町村教育委員会で独自に教材を編集したり、教育内容を考えることのできるようにしてあげようという趣旨が今回の法改正ではないか」と、政府・文部省の教育改革に理解を示しながらも、教科書検定制度がその改革と相いれないのではないかと批判する。

「総合的な学習の時間」という検定教科書も必要ない授業を新設するということは、「自主的な教材編成を含めた教育内容の決定権を現場に譲るという方向」なわけで、「それと教科書中心の授業、また教科書を国で検定するというあり方、これはちょっと矛盾するのではないかと」と正当な批判を展開して、教科書検定制度の見直しを求めるのである。

これに対し有馬文相は二面あると答える。すなわち、「創意工夫を生かした特色ある教育を展開することが求められている」から教育課程の基準の弾力化をして、「総合的な学習の時間」を創設するというと同時に、「国全体として全国的にある一定の教育水準は確保していかなければならない。ですから、教育の機会均等を自主的に保障すること」と、教科書検定制度を肯定するのである。教科書は「客観的で公正」であり、「教育的な配慮」がなければならないということである⁸⁰。

このように教科書検定制度は、教育の機会均等を強調して肯定される。イデオロギー面は無視されるのである。有馬文相が言った二面とは、教育の地方分権の象徴としての「総合的な学習の時間」創設と、教育の機会均等を保障するための教科書検定制度堅持であったが、教科書検定制度が自民党を中心とする保守勢力のイデオロギー政策として強固に存在し続ける必要があるということは⁸¹、隠蔽され

74 「第百四十五回国会衆議院内閣委員会文教委員会連合審査会議録第一号」（1999年7月21日）6頁。

75 「第百四十五回国会参議院国旗及び国歌に関する特別委員会会議録第三号」（1999年7月30日）5～6頁。

76 田中伸尚は、「『国際化』を方便にしてナショナリズムを押し出していくという八〇年代半ば以降にしきりに語られるようになった語り口」（注65著書158頁）と指摘する。

77 国会議事録の中にも、「この法案（国旗及び国歌に関する法律案―竹田注）の提出が契機になって、与党の幹部の中から、日の丸・君が代に賛成しない国民の意見や主張に対して、あるいは特殊な思想であるとかまたは過激な人たちだとか、こういうこれらの意見を異端視する発言が見られます」（「第百四十五回国会衆議院内閣委員会文教委員会連合審査会議録第一号」、1999年7月21日、10頁、児玉健次（日本共産党）の発言）等がある。これらの心性の根源にあるものを推測すると、日の丸・君が代が他国民に尊重されないのではないかと、さらには自国民の中にもそれに同調するものがあるのではないかとという恐怖感・猜疑心であろう。

78 財界のリーダーも、早々と3月3日の段階で政府の法制化検討を支持している。「日経連の根本二郎会長（中央教育審議会会長）は三日の定例会見で、政府が日の丸、君が代法制化の検討に入ったことについて「学習指導要領での規定だけでは、国民に対する意思表示として、やや足りない」と指摘し、「論議するなかで世論が是とするなら、法制化してもいいのではないかと」と法制化を支持する考えを示した」とある。『朝日新聞』（1999年3月4日朝刊）。

79 参議院の国旗及び国歌に関する法律案特別委員会でも、御手洗康政府委員が「教科書の検定基準であります学習指導要領」と言っている（「第百四十五回国会参議院国旗及び国歌に関する特別委員会会議録第三号」、1999年7月30日、8頁）。

80 「第百四十五回国会参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第六号」（1999年6月29日）39頁。

81 1990年代における歴史教科書を中心とした政治的・イデオロギー的動向は、依義文『戦後教科書運動史』（平凡社新書、2020年）の「第

ている。

おわりに

冷戦構造の崩壊による日本社会におけるイデオロギーの弱体化が、「総合的な学習の時間」創設を可能にした前提状況であった。国会における「総合的な学習の時間」関連論議では、当該日本社会の問題状況を反映して、多様な社会的要望が「総合的な学習の時間」と関わって述べられていた。

たとえば、児童・生徒の人間形成過程における問題状況に危機意識が高まると、「心の教育」としてのボランティア活動が「総合的な学習の時間」で実践できると主張された。これは、最近の児童・生徒は少子化等により「体験」が少ないから社会性が育たないとか、「道徳心」が低いとか言いたがる発言権のある保守的な大人の発想から来ている。

また新しい教育内容の環境教育を、環境科を新設せずに行いたい政府・文部省は、「総合的な学習の時間」で環境教育が実践できると言い逃れることが可能であった。さらに日本経済・国家財政の深刻な状況も、学校教育の国際化が必要だという危機意識を高め、小学校からの英会話教育の充実が求められる。そのためにも「総合的な学習の時間」は使えるのであった。

「総合的な学習の時間」と国際化に関しては、1999年における国旗及び国歌に関する法律案の審議があった。日教組が学校現場で影響力を低下させても、保守的政治家の「イデオロギー過剰」は健在であった。教育の地方分権の成果でもある「総合的な学習の時間」の中で、教育の地方分権と整合しない「イデオロギー過剰」な法案の趣旨を実現させようとするのである。

教科書検定制度が「総合的な学習の時間」創設の趣旨と矛盾するのではないかと発言する議員もいたが、有馬文相は教科書検定制度を教育の機会均等を強調することで肯定した。教科書検定制度のイデオロギー性は国民に対して隠蔽されていた。

「総合的な学習の時間」を実施していくうえでの問題としては、1998年においてすでに、「総合的な学習の時間」を実施する学校・教員側の不安感・警戒感、家庭の側の「学力低下」と、入試改革が不十分な状況のままでの導入への不安感が示されていた。また1998年12月において、国会の議論で明確に「総合的な学習の時間」と関連させて「学力低下」が懸念されていたし、1999年8月になるとメディアでの「学力低下論」も国会で紹介されていたのだが、そのことに対する政府・文部省側の危機感を感じ取ることはできない。

一〇章 九〇年代の教科書の改善と第三次教科書「偏向」攻撃」を参照。